

○独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程

(平成15年10月1日規程(人)第8号)

改正 平成15年12月1日規程(人)第17号	平成16年1月29日規程(人)第2号	平成16年5月31日規程(人)第18号
平成16年7月1日規程(人)第23号	平成16年9月14日規程(人)第32号	平成16年12月17日規程(人)第44号
平成17年2月8日規程(人)第2号	平成17年2月28日規程(人)第4号	平成17年5月27日規程(人)第9号
平成18年2月3日規程(人)第1号	平成18年5月8日規程(人)第15号	平成18年8月18日規程(人)第21号
平成18年10月2日規程(人)第23号	平成19年4月12日規程(人)第6号	平成19年4月13日規程(人)第7号
平成20年3月31日規程(人)第3号	平成20年8月1日規程(人)第16号	平成20年10月1日規程(人)第40号
平成21年2月5日規程(人)第2号	平成21年6月9日規程(人)第17号	平成21年9月10日規程(人)第23号
平成21年12月9日規程(人)第34号	平成22年2月5日規程(人)第1号	平成22年4月1日規程(人)第9号
平成22年4月21日規程(人)第15号	平成22年9月15日規程(人)第24号	平成22年12月8日規程(人)第36号
平成23年2月15日規程(人)第3号	平成23年3月31日規程(人)第24号	平成23年5月13日規程(人)第29号
平成23年6月15日規程(人)第32号	平成23年7月29日規程(人)第38号	平成23年10月7日規程(人)第39号
平成23年12月22日規程(人)第49号	平成24年2月21日規程(人)第2号	平成24年3月22日規程(人)第5号
平成24年5月30日規程(人)第23号	平成24年9月28日規程(人)第34号	平成24年12月28日規程(人)第39号
平成25年1月31日規程(人)第6号	平成25年2月26日規程(人)第11号	平成25年5月29日規程(人)第23号
平成25年7月10日規程(人)第29号	平成26年3月10日規程(人)第7号	平成26年5月26日規程(人)第19号
平成26年5月30日規程(人)第21号	平成26年9月9日規程(人)第36号	平成26年9月19日規程(人)第39号
平成27年3月5日規程(人)第3号	平成27年5月29日規程(人)第21号	平成27年7月10日規程(人)第27号
平成27年9月28日規程(人)第33号	平成27年10月30日規程(人)第37号	平成28年1月4日規程(人)第1号

平成28年2月24日規程(人)第9号	平成28年5月31日規程(人)第11号	平成28年9月29日規程(人)第17号
平成28年12月26日規程(人)第25号	平成29年2月28日規程(人)第5号	平成29年5月31日規程(人)第18号
平成29年9月26日規程(人)第25号	平成29年12月13日規程(人)第34号	平成30年2月27日規程(人)第2号
平成30年5月29日規程(人)第11号	平成30年7月26日規程(人)第19号	平成30年9月27日規程(人)第26号
平成30年12月25日規程(人)第33号	平成31年3月1日規程(人)第2号	令和元年5月27日規程(人)第1号
令和元年9月25日規程(人)第5号	令和元年12月20日規程(人)第9号	令和2年2月25日規程(人)第4号
令和2年5月26日規程(人)第14号	令和2年9月29日規程(人)第23号	令和2年11月16日規程(人)第25号
令和2年12月25日規程(人)第27号	令和3年2月24日規程(人)第1号	令和3年3月11日規程(人)第4号
令和3年5月27日規程(人)第13号	令和3年9月30日規程(人)第23号	令和3年12月23日規程(人)第24号
令和4年2月25日規程(人)第1号	令和4年5月25日規程(人)第8号	令和4年9月29日規程(人)第17号
令和4年12月26日規程(人)第21号	令和5年2月21日規程(人)第2号	令和5年2月28日規程(人)第3号

(総則)

第1条 独立行政法人国際協力機構職員給与規程(平成15年規程第6号。以下「職員給与規程」という。)第28条、期限付職員給与支給細則(平成20年細則(人)第13号。以下「支給細則」という。)第10条及び有期雇用者手当支給細則(令和4年細則(人)第5号。以下「手当支給細則」という。)第15条の規定に基づき、外国において勤務する職員(以下「在外職員」という。)、外国において勤務する期限付職員(以下「在外期限付職員」という。)及び外国において勤務する専門嘱託及び企画調査員(以下「在外専門嘱託等」といい、「在外職員」、「在外期限付職員」及び「在外専門嘱託等」を総称して「在外職員等」という。)の給与又は手当については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(給与の区分)

- 第2条 在外職員に支給する給与は、基本給、扶養手当、賞与、国際緊急援助手当及び在勤手当とする。
- 2 在外期限付職員及び在外専門嘱託等に支給する給与又は手当は、月額基本手当、賞与、国際緊急援助手当及び在勤手当とする。
 - 3 在勤手当は、在外職員等が在外事務所(その他海外にある機構の事業所を含む。以下同じ。)において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充当するために支給されるものとし、その額は、在外職員等がその職務と責任に応じて能率を充分発揮することができるように在外事務所の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して定めるものとする。

- 4 在勤手当の種類は、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当及び子女教育手当とする。
- 5 次条以下の規定にかかわらず、人事部長が必要と認める場合には、人事部長が別に定める支給割合を乗じた額を在勤手当として支給することができる。

(基本給、扶養手当及び賞与等)

第3条 在外職員の基本給、扶養手当、賞与及び国際緊急援助手当は、この規程中に特別の規定がある場合を除くほか、職員給与規程の規定に基づいて支給し、基本給の額は、職員の区分に応じそれぞれ以下に定める額とする。

(1) 経営職、執行職又は基幹職 職員給与規程に規定する基本給から次の額を控除した額に100分の66を乗じて得た額に次の額を加えた額

経営職 21,650円

執行職 19,650円

基幹職 17,650円

(1)の2 特定執行職又は特定基幹職 職員給与規程に規定する基本給に80分の100を乗じて得た額から次の額を控除した額に100分の66を乗じて得た額に次の額を加えた額

特定執行職 19,650円

特定基幹職 17,650円

(2) 指導職又は業務職 職員給与規程に規定する基本給に100分の80を乗じて得た額

(2)の2 特定職 職員給与規程に規定する基本給に80分の100を乗じて得た額に100分の80を乗じて得た額

(3) 専任職 職員給与規程に規定する基本給に100分の70を乗じて得た額

(3)の2 特定専任職 職員給与規程に規定する基本給に80分の100を乗じて得た額に100分の70を乗じて得た額

2 在外期限付職員の基本給の額は、支給細則第4条に規定する基本給に100分の80を乗じて得た額とする。

3 在外期限付職員の賞与及び国際緊急援助手当は、この規程中に特別の規定がある場合を除くほか、支給細則の第5条から第5条の3まで並びに第7条第2項第2号及び第4号に基づいて支給する。

4 在外専門嘱託等の月額基本手当の額は、手当支給細則第10条に規定する月額基本手当に100分の80を乗じて得た額とする。

5 在外専門嘱託等の賞与及び国際緊急援助手当は、この規程中に特別の規定がある場合を除くほか、手当支給細則第11条及び第13条に基づいて支給する。

6 在外職員等の基本給、扶養手当、賞与及び国際緊急援助手当の支払は、当該在外職員等が指定する者にすることができる。

(給与・手当の支給方法)

第4条 在外職員等の給与又は手当(賞与を除く。以下この条において同じ。)は、毎月1回その給与又は手当の月額をその月の中旬に支給する。

2 在勤手当の計算期間は、月の1日から末日までとする。

3 在勤手当を支給する場合であって、前項の計算期間の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その額は、当該計算期間の現日数を基礎として日割によって計算する。

(在勤基本手当の支給額)

第5条 在勤基本手当の月額、別表第1に掲げるところに従い、所在地欄に掲げる都市及び号別によって定める。

- 2 在外職員の在勤基本手当の号は、理事長が別に定める。
- 3 在外期限付職員の在勤基本手当の号は、理事長が別に定める。
- 4 在外専門嘱託等の在勤基本手当の号は、理事長が別に定める。
(戦争等による特別事態の際の在勤手当)

第5条の2 戦争、事変、内乱等による特別事態が発生している地に所在する在外事務所として人事部長が指定するものに勤務する在外職員等に支給する在勤基本手当の額は、当該指定がされた日から当該指定が解除される日の前日までの間は、当該在外職員等に支給すべきものとされる在勤基本手当の額にその額の100分の15に相当する額を加算した額とする。この場合において、当該在外職員等に関する第9条の規定の適用については、第9条中「現に受ける在勤基本手当の支給額」とあるのは「第5条の2第1項前段の規定の適用がないものとした場合に受けるべき在勤基本手当の額」とする。

- 2 前項の指定に関し必要な事項は、人事部長が別に定める。
(在勤基本手当の支給期間)

第6条 在勤基本手当は、在外職員等が在勤地に到着した日の翌日から、帰国(出張のための帰国を除く。)を命ぜられて在勤地を出発する日又は新在勤地への転勤を命ぜられて旧在勤地を出発する日の前日まで(以下「在勤基本手当の支給期間」という。)支給する。

- 2 外国において新たに在外職員等となった者には、その日から在勤基本手当を支給する。
- 3 在勤基本手当の支給期間中に在勤基本手当の号別に異動を生じた在外職員等には、その日から新たに定められた号別により在勤基本手当を支給する。
- 4 在外職員等が離職し、又は死亡したときは、その日まで在勤基本手当を支給する。
- 5 在勤基本手当の支給期間中に本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された在外職員等で、在勤地を出発した日から在勤地に帰着する日までの期間が60日を超えるものには、第1項の規定にかかわらず、60日を超える期間についての在勤基本手当は、支給しない。
- 6 在勤基本手当の支給期間中に、在外期限付職員及び在外専門嘱託等が在外職員等職員就業細則(平成15年細則(人)第11号)第2条第2項に基づき適用される独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則(令和4年規程(人)第12号)第3条第5号により準用される独立行政法人国際協力機構職員就業規則(平成15年規程(人)第5号。)第28条第1項第5号により産前産後休暇を取得する場合、第1項、第8条、第10条及び第12条の規定にかかわらず、産前産後休暇の開始日から終了日までの在勤基本手当、住居手当、配偶者手当及び子女教育手当は支給しない。

(住居手当の支給額)

第7条 住居手当の月額は、在外職員等が居住している家具付きでない住宅の1箇月に要する家賃の額(在外職員等が居住している住宅が家具付きである場合には、それが家具付きでないものとしたときに支払われるべき家賃の額)から別に定める額を控除した額に相当する額とする。ただし、その額は、別表第1に掲げる在勤地及び号の別により、別表第2の限度額欄に定める額(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))又は子(主として在外職員等の収入によって生計を維持している者に限る。))を伴う在外職員等以外の者又は人事部長が別に定める真に特別の事情がある者以外の者にあつては、その額の100分の80に相当する額)を限度とする。

- 2 住居手当の号は、人事部長が別に定める。
- 3 住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(住居手当の支給期間等)

第8条 住居手当は、在勤基本手当の支給期間、支給する。

- 2 外国において新たに在外職員等となった者には、その日から住居手当を支給する。
- 3 住居手当の支給期間中に住居手当の号別に異動を生じた在外職員等には、その日から新たに定められた号別により住居手当を支給する。
- 4 住居手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、人事部長の許可を得て、引き続き配偶者等を旧在勤地に残留させる在外職員等には、第1項の規定にかかわらず、180日以内においてその事故の存する間、従前のおり住居手当を支給することができる。
- 5 在外職員等が離職し、又は死亡したときは、その日まで住居手当を支給する。ただし、当該在外職員等が死亡した場合において、人事部長が特に必要があると認めるときは、死亡した翌日から180日を超えない期間に限り、当該在外職員等が死亡当時伴っていた配偶者等に従前の住居手当の支給額に相当する額を支給することができる。
- 6 前項ただし書の規定による配偶者等への支給の順位は、配偶者及び子の順序とし、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(配偶者手当の支給額)

第9条 配偶者手当の支給額は、配偶者手当を受ける在外職員等が現に受ける在勤基本手当の支給額の100分の20に相当する額とする。

(配偶者手当の支給期間)

- 第10条 配偶者手当は、在外職員等の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員等の配偶者が当該在外職員等の在勤地に到着した日の翌日(在外職員等の配偶者が当該在外職員等の在勤地において配偶者となった場合にあっては、配偶者となった日)から、当該在外職員等の在勤基本手当の支給期間の終了する日(その配偶者がその日の前に帰国する場合にあっては、その配偶者が帰国のためその地を出発する日の前日、その配偶者がその日の前に配偶者でなくなった場合又は死亡した場合にあっては、配偶者でなくなった日又は死亡した日)まで、支給する。
- 2 在勤基本手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、人事部長の許可を得て、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる在外職員等には、前項の規定にかかわらず、180日以内の期間においてその事故の存する間、従前のおり配偶者手当を支給することができる。
 - 3 配偶者手当を受ける在外職員等が離職し、又は死亡したときは、その日まで配偶者手当を支給する。ただし、当該在外職員等が死亡した場合において、人事部長が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から180日を超えない期間に限り、引き続き当該在外職員等の配偶者に配偶者手当を支給することができる。

(配偶者手当を受ける在外職員の扶養手当)

第11条 配偶者手当を受ける在外職員の扶養手当は、配偶者に係る部分は、支給しない。

(子女教育手当の支給及びその額)

第12条 子女教育手当は、在外職員等の子のうち次に掲げるもので主として当該在外職員等の収入によって生計を維持している者(以下「年少子女」という。)が本邦以外の地において、学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給する。

- (1) 3歳以上18歳未満の子

- (2) 18歳に達した子であって、就学する学校（別に定める学校を除く。）において、18歳に達した日から、19歳に達するまでの間に新たに所属する学年の開始日から起算して1年を経過する日までの間にあるもの。
- 2 子女教育手当の月額、年少子女1人につき、8,000円とする。
- 3 在外職員等の年少子女が適当な学校教育を受けるのに相当な経費を要する地として人事部長が別に定める地（以下この項及び第6項において「指定地」という。）に所在する在外事務所に勤務する在外職員等の年少子女（6歳以上の年少子女であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校又は高等学校に相当するものとして人事部長が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。以下、この項から第5項までにおいて同じ。）が当該在外事務所の所在する指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員等に支給する子女教育手当の月額は前項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき同項の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額から自己負担額（我が国における教育に関する支出の実態等を勘案し在外職員等が年少子女の教育のために自ら負担すべき額として別に定める額を言う。以下この条において同じ。）を控除した額を加算した額とする。
- (1) 在外職員等の年少子女が当該在外職員等の勤務する在外事務所の所在する指定地において学校教育を受ける場合にあつては、次の額のうちいずれか少ない額
- イ 適当な学校教育を受けるのに必要な授業料その他の経費（別に定める費目に係るものに限る。以下この条において「必要経費」という。）として人事部長が当該在外職員等の勤務する在外事務所の所在する指定地において標準的であると別に認定する額
 - ロ 現に要する当該年少子女に係る必要経費の額
- (2) 在外職員等の年少子女が前号に規定する指定地以外の指定地において学校教育を受ける場合にあつては、次の額のうち最も少ない額
- イ 前号イに規定する額
 - ロ 当該年少子女が学校教育を受ける指定地における必要経費として人事部長が標準的であると別に認定する額
 - ハ 前号ロに規定する額
- 4 在外職員等の勤務する在外事務所の所在する地であつて、当該在外職員等の年少子女に適当な学校教育を受けさせることができない地として人事部長が別に定める地に所在する在外事務所に勤務する在外職員等の年少子女が当該在外事務所の所在する地以外の地（本邦を除く。）において学校教育を受けるときにおける当該在外職員等に支給する子女教育手当の月額は、第2項の規定にかかわらず、当該年少子女1人につき、同項の額に、次の各号に規定する額のうちいずれか少ない額から自己負担額を控除した額を加算した額とする。
- (1) 在外職員等の勤務する在外事務所の所在する地以外の地における学校教育に係る必要経費として人事部長が当該年少子女の学校教育を受ける地において標準的であると別に認定する額
- (2) 前項第1号ロに規定する額
- 5 前2項の場合において、在外職員等の年少子女が学校教育を受ける地に海外に在留する邦人の子どものための在外教育施設（人事部長が指定する施設に限る。）が存在し、かつ、当該年少子女が当該在外教育施設において教育を受けないことについて合理的な理由がある場合として人事部長が別に定める場合に該当しないときは、加算される額は、15万円を限度とする。
- 6 指定地に所在する在外事務所に勤務する在外職員等の年少子女（6歳未満の年少子女、又は6歳以上の年少子女であつて学校教育法に規定する幼稚園に相当するものとして人事部長が認める教

育施設において教育を受けるべきものに限る。)が当該在外事務所の所在する指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員等に支給する子女教育手当の月額は、第2項の規定にかかわらず、当該年少子女1人につき、同項の額に、現に要する当該年少子女に係る必要経費の額から自己負担額を控除した額を加算した額とする。この場合において、加算される額は、4万3千円を限度とする。

(子女教育手当の支給期間)

第13条 子女教育手当は、在外職員等の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員等の年少子女(次項の規定に該当するものを除く。以下この項において同じ。)が当該在外職員等の在勤地に到着した日の翌日(在外職員等の年少子女が当該在外職員等の在勤地において年少子女に該当することとなった者である場合にあっては、年少子女に該当することとなった日)から、当該在外職員等の在勤基本手当の支給期間の終了する日(その年少子女がその日の前に帰国する場合(その地を出発する日からその地に帰着する日までの期間が60日以内である場合を除く。)にあってはその年少子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その年少子女がその日の前に年少子女に該当しないこととなった場合又は死亡した場合にあっては年少子女に該当しないこととなった日又は死亡した日)まで、支給する。ただし、その期間が60日以内である場合は、この限りでない。

- 2 在外職員等の年少子女が当該在外職員等の在勤地及び本邦以外の地において学校教育その他の教育を受ける場合には、その地において当該教育を受けることにつき相当の事情があると人事部長が認める場合に限り、前項の規定に準じて、当該在外職員等に子女教育手当を支給する。
- 3 子女教育手当を受ける在外職員等が離職し、又は死亡したときは、その日まで子女教育手当を支給する。
- 4 前3項に定めるもののほか、第1項ただし書の期間がやむを得ない事情により60日以内の期間にとどまることとなった場合の子女教育手当の支給期間の特例その他子女教育手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(租税公課相当額の支給)

第14条 在外職員等が、在勤国において勤務することに伴って、租税公課を課せられる場合、機構はその租税公課の額に相当する額を負担することができる。

(給与の端数計算)

第15条 本邦通貨をもって定められた在外職員等の給与を外国通貨で送金するため当該外国通貨に換算する場合において、当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。

- 2 外国通貨をもって定められた在外職員等の給与の支給額に当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。

(準用)

第16条 この規程に定めるもののほか、在外職員等の給与について必要な事項は、職員給与規程、支給細則及び手当支給細則並びに在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号)の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成15年12月1日規程(人)第17号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 15 年 12 月 1 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成 15 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成 15 年 10 月の在勤基本手当の月額について、その者に係る改正後の規程の規定に定める額がその者に係るこの規程による改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規程に定める額(以下「旧月額」という。)を下回るときは、旧月額をもって当該在勤基本手当の月額とする。
- 3 平成 15 年 10 月 1 日に解散の登記をした国際協力事業団の在外職員給与規程に基づき平成 15 年 8 月 1 日から 9 月 30 日までの期間(以下「調整期間」という。)に係る在勤基本手当の支給を受けた職員について、当該職員が現に受けた在勤基本手当の月額(以下「旧法人の在勤基本手当の額」という。)が改正後の規程の規定に定める在勤基本手当の月額を下回る場合、調整期間に係る旧法人の在勤基本手当の額と改正後の規程の規定に定める在勤基本手当の額の差額を当該職員に対し支給するものとする。

(給与の内払等)

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の内払とみなす。
- 5 前項の規定にかかわらず、平成 15 年 11 月の在勤基本手当の月額について、改正後の在勤基本手当が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の基準による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成 16 年 1 月 29 日規程(人)第 2 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 16 年 1 月 29 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成 15 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成 15 年 10 月から 12 月までの在勤基本手当の月額について、その者に係る改正後の規程の規定に定める額がその者に係るこの規程による改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に定める額(以下「旧月額」という。)を下回るときは、旧月額をもって当該在勤基本手当の月額とする。
- 3 平成 15 年 10 月 1 日に解散の登記をした国際協力事業団の在外職員給与規程に基づき平成 15 年 8 月 1 日から 9 月 30 日までの期間(以下「調整期間」という。)に係る在勤基本手当の支給を受けた職員について、当該職員が現に受けた在勤基本手当の月額(以下「旧法人の在勤基本手当の額」という。)が改正後の規程の規定に定める在勤基本手当の月額を下回る場合、調整期間に係る旧法人の在勤基本手当の額と改正後の規程の規定に定める在勤基本手当の額の差額を当該職員に対し支給するものとする。

(給与の内払等)

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の内払とみなす。

- 5 前項の規定にかかわらず、平成16年1月の在勤基本手当の月額について、改正後の在勤基本手当が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の基準による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成16年5月31日規程(人)第18号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成16年5月31日から施行する。
- 2 この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成16年4月1日から適用する。
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された在勤基本手当及び住居手当(以下「在勤基本手当等」という。)は、改正後の規程の規定による在勤基本手当等の内払とみなす。
- 4 前項の規定にかかわらず、改正後の在勤基本手当等が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当等は、改正後の基準による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

(経過措置)

- 5 カンボジア及びキルギスにおいて勤務する職員であって平成16年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住する者の住居手当の月額に係る限度額については、改正後の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成16年7月1日規程(人)第23号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の適用を受けている職員に対しては、当面の間、次に掲げる額の合計額(以下「調整給」という。)を、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定による給与の月額と併せて支給する。この場合において、次の各号に掲げる額が零以下となるときは、調整給は零とする。
 - (1) 施行日において当該職員が改正前の規程の規定に基づき受けるべき本俸の月額から、職員の区分に応じ次に掲げる額を減じた額
 - ア 指導職及び業務職 改正後の規程の規定に基づき受ける基礎給および職能給の月額の合計額
 - イ 経営職及び執行職 改正後の規程の規定に基づき受ける資格給及び役割給の月額の合計額に66分の100を乗じた額から以下に掲げる額を控除した額(以下に掲げる額から施行日において当該職員が改正前の独立行政法人国際協力機構職員給与規程(平成15年規程(人)第6号)の規定に基づき受けるべき扶養手当の額を減じた額(以下「扶養手当差額」という。))が零を超える場合は、改正後の規程の規定に基づき受ける資格給及び役割給の月額の合計額に66

分の 100 を乗じた額から以下に掲げる額及び扶養手当差額を控除した額)に 100 分の 66 を乗じた額

経営職 22,000 円

執行職 1 級 20,000 円

執行職 2 級 18,000 円

(2) 経営職及び執行職の職員にあっては、施行日において当該職員が改正前の規程の規定に基づき受けるべき扶養手当の月額から以下に掲げる額と 15,000 円の合計額を控除した額

経営職 22,000 円

執行職 1 級 20,000 円

執行職 2 級 18,000 円

3 前項に定める調整給の額は、別に定める基準により適宜見直すものとする。

4 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の規程の適用を受けている職員のうち、改正後の規程の規定による在勤基本手当の額が改正前の規程の規定による在勤基本手当の額を下回る場合の在勤基本手当の額は、改正後の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 16 年 9 月 14 日規程(人)第 32 号)

(施行期日等)

1 この規程は、平成 16 年 9 月 14 日から施行する。

2 この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程の規定は、平成 16 年 8 月 1 日から適用する。

(給与の精算)

3 改正後の在勤基本手当が改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された在勤基本手当の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の基準による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成 16 年 12 月 17 日規程(人)第 44 号)

(施行期日等)

1 この規程は、平成 16 年 12 月 17 日から施行する。

2 この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成 16 年 8 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の内払とみなす。

附 則(平成 17 年 2 月 8 日規程(人)第 2 号)

(施行期日等)

1 この規程は、平成 17 年 2 月 8 日から施行する。

2 この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成 16 年 8 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の内払とみなす。

附 則(平成17年2月28日規程(人)第4号)

この規程は、平成17年2月28日から施行する。

附 則(平成17年5月27日規程(人)第9号)

(施行期日等)

- この規程は、平成17年5月27日から施行する。
- この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成17年4月1日から適用する。

(給与の内払等)

- 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された在勤基本手当及び住居手当(以下「在勤基本手当等」という。)は、改正後の規程の規定による在勤基本手当等の内払とみなす。
- 前項の規定にかかわらず、改正後の在勤基本手当等が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当等は、改正後の基準による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

(経過措置)

- バンラデシュ、タイ、ボツワナ、マダガスカル、アルゼンチン、ブラジル、サンパウロ及びブルガリアにおいて勤務する職員であって平成17年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住する者の住居手当の月額に係る限度額については、改正後の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成18年2月3日規程(人)第1号)

(施行期日等)

- この規程は、平成18年2月3日から施行する。
- この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成17年8月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の内払とみなす。

附 則(平成18年5月8日規程(人)第15号)

(施行期日等)

- この規程は、平成18年5月8日から施行する。

- 2 この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成18年4月1日から適用する。
(給与の内払等)
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された在勤基本手当及び住居手当(以下「在勤基本手当等」という。)は、改正後の規程の規定による在勤基本手当等の内払とみなす。
- 4 前項の規定にかかわらず、改正後の在勤基本手当等が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当等は、改正後の基準による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。
(経過措置)
- 5 カンボジア、中国、キルギス、ラオス、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、シリア、トルコ、ウガンダ、パナマ及びソロモンにおいて勤務する職員であって平成18年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住する者の住居手当の月額に係る限度額については、改正後の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成18年8月18日規程(人)第21号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成18年8月18日から施行する。
- 2 この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成18年8月1日から適用する。
(給与の精算)
- 3 改正後の規程による在勤基本手当がこの規程による改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)による在勤基本手当の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成18年10月2日規程(人)第23号)

この規程は、平成18年10月2日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成19年4月12日規程(人)第6号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成19年4月12日から施行する。
- 2 この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成18年8月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の内払とみなす。

附 則(平成19年4月13日規程(人)第7号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 13 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払等)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された在勤基本手当及び住居手当(以下「在勤基本手当等」という。)は、改正後の規程の規定による在勤基本手当等の内払とみなす。
- 4 前項の規定にかかわらず、改正後の在勤基本手当等が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当等は、改正後の基準による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

(経過措置)

- 5 カンボジア、チュニジア、ミクロネシア及びパラオにおいて勤務する職員であって平成 19 年 4 月 30 日において現に居住する住宅に引き続き居住する者の住居手当の月額に係る限度額については、改正後の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規程(人)第 3 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 20 年 3 月 31 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成 19 年 8 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の内払とみなす。

附 則(平成 20 年 8 月 1 日規程(人)第 16 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 20 年 8 月 1 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払等)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

(経過措置)

- 4 平成 20 年 3 月 31 日から引き続き同一の学校に就学し、同年 4 月 1 日において改正前の規程第 12 条第 1 項第 2 号の規定を適用するとしたならば同項に規定する年少子女に該当することとなる者（以下「改正前の規程下での年少子女」という。）に係る子女教育手当の月額については、改正後の規程第 12 条第 3 項又は第 4 項の規定により支給されることとされる月額（以下「改正後の規程による支給額」という。）が、改正前の規程第 12 条第 3 項又は第 4 項の規定を適用するとしたならば支給されることとなる子女教育手当の月額（以下「改正前の規程による支給額」という。）に達しない場合には、改正後の規程第 12 条第 3 項又は第 4 項の規定にかかわらず、当該改正前の規程下での年少子女が同日に所属する学年の開始日から起算して 1 年を経過する日までの間は、改正前の規程による支給額とする。
- 5 平成 20 年 4 月 1 日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間のいずれかの日に新たな学校に就学し、又は新たな学年に所属した改正後の規程第 12 条第 1 項に規定する年少子女であって、当該日において改正前の規程下での年少子女である者に係る子女教育手当の月額については、前項の規定の適用がある場合を除き、改正後の規程による支給額が改正前の規程による支給額に達しない場合には、改正後の規程第 12 条第 3 項又は第 4 項の規定にかかわらず、当該日から施行日の前日までの間は、改正前の規程による支給額とする。

附 則（平成 20 年 10 月 1 日規程（人）第 40 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。ただし、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第 5 条の 2 の規定は平成 20 年 4 月 1 日から適用し、改正後の規程別表第 1 の規定は平成 20 年 8 月 1 日から適用する。
（給与の内払等）
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の在勤基本手当の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。
（調整給等）
- 4 独立行政法人国際協力機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成 20 年規程（人）第 38 号。以下「一部改正規程」という。）附則第 3 項に定める調整給の支給を受ける職員については、改正後の規程第 2 条及び第 3 条中「基本給」とあるのは一部改正規程附則第 4 項の規定による読替え後の基本給を指すものとする。
- 5 一部改正規程附則第 5 項に定める調整後基本給の支給を受ける職員については、改正後の規程第 2 条及び第 3 条中「基本給」とあるのは一部改正規程附則第 6 項の規定による読替え後の調整後基本給を指すものとする。
（経過措置）
- 6 国際協力銀行の解散の際、現にその職員として在職する者で引き続き独立行政法人国際協力機構の職員として改正後の規程の適用を受ける在外職員となった者に対する住居手当及び子女教育手当については、改正後の規程の第 7 条、第 8 条、第 12 条及び第 13 条の規定にかかわらず、人事部長が別に定めるものとする。

附 則(平成21年2月5日規程(人)第2号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成21年2月5日から施行する。ただし、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)別表第1及び別表第2の規定は平成21年1月1日から適用し、改正後の規程別表第3の規定は平成20年10月1日から適用する。

(給与の内払等)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成21年6月9日規程(人)第17号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成21年6月9日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成21年4月1日から適用する。

(給与の内払等)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

(経過措置)

- 4 キルギス、シリア、チュニジア及びパラグアイにおいて勤務する職員であって平成21年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、改正後の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成21年9月10日規程(人)第23号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成21年9月10日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成21年8月1日から適用する。

(給与の内払等)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成 21 年 12 月 9 日規程(人)第 34 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 21 年 12 月 9 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成 21 年 11 月 1 日から適用する。
- (給与の内払等)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
 - 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成 22 年 2 月 5 日規程(人)第 1 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 22 年 2 月 5 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成 22 年 1 月 1 日から適用する。
- (給与の内払等)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
 - 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日規程(人)第 9 号)

(施行期日)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 4 月 21 日規程(人)第 15 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 21 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。
- (給与の内払等)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。
(経過措置)
- 4 カンボジア、中華人民共和国、キルギス、ミャンマー、フィリピン、タイ、ベトナム、ヨルダン、チュニジア、トルコ、アルゼンチン、フランス、セルビア及び英国において勤務する職員であって平成22年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、改正後の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成22年9月15日規程(人)第24号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成22年9月15日から施行する。ただし、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)別表第1の規定は平成22年8月1日から適用し、改正後の規程別表第2の規定は平成22年9月1日から適用する。
(給与の内払等)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成22年12月8日規程(人)第36号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成22年12月8日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成22年11月1日から適用する。
(給与の内払等)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成23年2月15日規程(人)第3号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 23 年 2 月 15 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成 23 年 1 月 1 日から適用する。
(給与の内払等)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規程(人)第 24 号)

- 1 この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。ただし、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)第 3 条第 1 項第 3 号及び第 5 条第 3 項並びに別表第 3 のうち専任職に関わる部分の規定は平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の適用を受けている職員に対しては、当分の間、人事部長が別に定める調整給を、改正後の規程の規定による給与の月額と合わせて支給することができるものとする。

附 則(平成 23 年 5 月 13 日規程(人)第 29 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 23 年 5 月 13 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
(給与の内払等)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成 23 年 6 月 15 日規程(人)第 32 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 23 年 6 月 15 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
(給与の内払等)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成 23 年 7 月 29 日規程(人)第 38 号)

この規程は、平成 23 年 7 月 29 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成 23 年 8 月 1 日から適用する。

附 則(平成 23 年 10 月 7 日規程(人)第 39 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 23 年 10 月 7 日(以下「施行日」という。)から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成 23 年 10 月 1 日から適用する。ただし、別表第 1 及び別表第 2 のうちジュバに関する部分の規定は、平成 23 年 7 月 9 日から適用する。

(給与の内払い等)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成 23 年 12 月 22 日規程(人)第 49 号)

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 2 月 21 日規程(人)第 2 号)

この規程は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 22 日規程(人)第 5 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 5 月 30 日規程(人)第 23 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 次の各号に該当する職員であって、平成 24 年 5 月 31 日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) キルギス及びブルワンダにおいて勤務する職員

- (2) インドネシアにおいて勤務する職員（ただし、住居手当の号として5号の適用を受けるものを除く。）
- (3) モザンビーク及びサンパウロにおいて勤務する職員以外のものであって、住居手当の号として1号の適用をうけるもの（前二号に揚げる職員を除く。）

附 則(平成24年9月28日規程(人)第34号)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成24年12月28日規程(人)第39号)

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則(平成25年1月31日規程(人)第6号)

この規程は、平成25年2月1日から施行する。

附 則(平成25年2月26日規程(人)第11号)

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

附 則(平成25年5月29日規程(人)第23号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成25年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 ベナン、マラウイ、ルワンダ及びボリビアにおいて勤務する職員であって平成25年5月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成25年7月10日規程(人)第29号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成25年7月10日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成25年6月1日から適用する。この場合において、本規程の規定が独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程の一部を改正する規程(平成25年規程(人)第23号)の規定と異なる場合は、本規程の規定によるものとする。
(給与の内払等)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成26年3月10日規程(人)第7号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 25 年 3 月 10 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の別表第 1 及び別表第 2 は平成 25 年 10 月 1 日から適用し、改正後の規程の別表第 3 は平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
(給与の内払等)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成 26 年 5 月 26 日規程(人)第 19 号)

この細則は、平成 26 年 5 月 26 日から施行する。

附 則(平成 26 年 5 月 30 日規程(人)第 21 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は平成 26 年 6 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 キルギス、ベナン、コードジボワール、ルワンダ及びサンパウロにおいて勤務する職員であって平成 26 年 5 月 31 日において現に居住する住宅に引き続き居住する者の住居手当の月額に係る限度額については、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 9 月 9 日規程(人)第 36 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 26 年 9 月 9 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成 26 年 8 月 1 日から適用する。
(給与の内払等)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成 26 年 9 月 19 日規程(人)第 39 号)

(施行期日等)

この規程は、平成 26 年 9 月 19 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成 26 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年 3 月 5 日規程(人)第 3 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 27 年 3 月 5 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成 26 年 10 月 1 日から適用する。ただし、改正後の規程のうち別表第 1 のアクラに関する部分の規定は、平成 27 年 5 月 1 日から適用する。

(給与の内払等)

- 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成27年5月29日規程(人)第21号)

(施行期日等)

- この規程は、平成27年6月1日から施行する。
- (経過措置)
- ブルキナファソ、ルワンダ及びサンパウロにおいて勤務する職員であって平成27年5月31日において現に居住する住宅に引き続き居住する者の住居手当の月額に係る限度額については、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成27年7月10日規程(人)第27号)

この規程は、平成27年7月10日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程の規定は、平成27年6月1日から適用する。

附 則(平成27年9月28日規程(人)第33号)

この規程は、平成27年9月28日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程の規定は、平成27年10月1日から適用する。

附 則(平成27年10月30日規程(人)第37号)

- この規程は、平成27年10月30日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程の規定は、平成27年11月1日から適用する。
- ジンバブエ、コロンビア、ウルグアイ及びソロモンにおいて勤務する職員の在勤基本手当の月額及び住居手当の月額の限度額については、改正後の別表1及び別表2にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成28年1月4日規程(人)第1号)

この規程は、平成28年1月4日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程の規定は、平成28年1月1日から適用する。

附 則(平成28年2月24日規程(人)第9号)

(施行期日等)

- この規程は、平成28年2月24日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成27年10月1日から適用する。ただし、改正後の規程のうち別表第1のビシュケク、クアラルンプール、ダマスカス、マ

プト、プレトリア、ルサカ、ブラジリア、サンティアゴ、アスンシオン及びサンパウロに関する部分の規定は、平成28年3月1日から適用する。

(給与の内払等)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成28年5月31日規程(人)第11号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 ドウシャンベ、ワガドゥゲー、ダカール、コロニア及びヌクアロファにおいて勤務する職員であって平成28年5月31日において現に居住する住宅に引き続き居住する者の住居手当の月額に係る限度額については、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成28年9月29日規程(人)第17号)

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成28年12月26日規程(人)第25号)

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則(平成29年2月28日規程(人)第5号)

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則(平成29年5月31日規程(人)第18号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成29年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 ビシュケク、ドウシャンベ、コトヌー、ワガドゥゲー、リーブルビル、キガリ、ハルツーム、ダルエスサラーム、サンパウロ及びコロニアにおいて勤務する職員であって平成29年5月31日において現に居住する住宅に引き続き居住する者の住居手当の月額に係る限度額については、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成29年9月26日規程(人)第25号)

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則(平成29年12月13日規程(人)第34号)

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(平成30年2月27日規程(人)第2号)

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

附 則(平成30年5月29日規程(人)第11号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成30年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 チュニス、ダカール及びボゴタにおいて勤務する職員であって平成30年5月31日において現に居住する住宅に引き続き居住する者の住居手当の月額に係る限度額については、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成30年7月26日規程(人)第19号)

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則(平成30年9月27日規程(人)第26号)

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(平成30年12月25日規程(人)第33号)

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則(平成31年3月1日規程(人)第2号)

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

附 則(令和元年5月27日規程(人)第1号)

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則(令和元年9月25日規程(人)第5号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和元年12月20日規程(人)第9号)

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則(令和2年2月25日規程(人)第4号)

この規程は、令和2年3月1日から施行する。

附 則(令和2年5月26日規程(人)第14号)

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附 則(令和2年9月29日規程(人)第23号)

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則(令和2年11月16日規程(人)第25号)

この規程は、令和2年11月16日から施行し、改正後の規程は令和2年4月1日以降の日に納付の通知がなされた在勤国において勤務することに伴って課せられた租税公課に適用する。

附 則(令和2年12月25日規程(人)第27号)

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則(令和3年2月24日規程(人)第1号)

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

附 則(令和3年3月11日規程(人)第4号)

この規程は、令和3年3月11日から施行し、改正後の規程のうち企画調査員に関する規定は令和3年7月1日以降に新たに雇用契約を締結する企画調査員に適用する。

附 則(令和3年5月27日規程(人)第13号)

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則(令和3年9月30日規程(人)第23号)

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和3年12月23日規程(人)第24号)

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則(令和4年2月25日規程(人)第1号)

この規程は、令和4年3月1日から施行する。

附 則(令和4年5月25日規程(人)第8号)

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附 則(令和4年9月29日規程(人)第17号)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和4年12月26日規程(人)第21号)

この規程は、令和5年1月1日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程の別表第1の規定は、ラオス、コスタリカ、ドミニカ共和国、キルギス、ジョージア、アフガニスタン、ザンビア、ジンバブエ、南スーダンに関する部分を除いて、令和4年10月1日から適用する。

附 則(令和5年2月21日規程(人)第2号)

この規程は、令和5年2月21日から施行し、この規程による改正後の附則別表の規定は、令和4年6月1日から令和4年9月30日までの月分に適用する。

附則別表(第5条 別表第1関係)

[別紙参照]

附 則(令和5年2月28日規程(人)第3号)
この規程は、令和5年3月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

在勤基本手当の月額

別表第1
[別紙参照]

別表第2(第7条関係)

住居手当の月額の限度額

別表第2
[別紙参照]

別表第3 削除

別表第3-2 削除

別表第4 削除

在勤基本手当の月額

（単位：円）

地域	所在地	号別								
		1号-3	1号-2	1号-1	2号	3号	4号	5号	6号	7号
アジア	カブール	672,000	637,800	620,300	594,000	550,200	506,500	462,700	427,700	410,200
	ダッカ	632,000	599,900	581,400	553,500	507,100	460,700	414,300	377,200	358,600
	ティンブー	552,000	524,400	507,000	480,800	437,100	393,500	349,800	315,000	297,400
	プノンペン	560,000	525,000	505,600	476,500	428,000	379,500	331,000	292,200	272,800
	北京	640,000	596,800	573,600	538,700	480,600	422,600	364,500	318,000	294,800
	トビリシ	480,000	457,400	442,000	418,800	380,000	337,500	295,000	261,000	244,000
	ニューデリー	552,000	524,400	507,000	480,800	437,100	393,500	349,800	315,000	297,400
	ジャカルタ	448,000	422,000	405,800	381,400	340,800	300,200	259,600	227,100	210,900
	ビシュケク	480,000	452,100	437,100	414,600	377,200	339,800	302,300	272,400	257,400
	ピエンチャン	512,000	478,700	461,400	435,600	392,600	349,500	306,400	272,000	254,700
	クアラルンプール	456,000	426,600	409,500	383,900	341,300	298,600	256,000	221,800	204,800
	マレ	608,000	570,400	550,500	520,600	470,700	420,900	371,000	331,200	311,200
	ウランバートル	496,000	470,100	455,000	432,200	394,400	356,600	318,700	288,400	273,300
	ヤンゴン	504,000	477,900	461,700	437,300	396,700	356,200	315,500	283,000	266,800
	カトマンズ	544,000	513,800	498,000	474,400	435,100	395,800	356,600	325,100	309,400
	イスラマバード	544,000	519,600	505,300	483,800	448,000	412,200	376,500	347,800	333,500
	マニラ	472,000	439,800	422,900	397,400	355,000	312,600	270,300	236,400	219,400
	コロンボ	408,000	387,900	374,600	354,700	321,500	288,300	255,100	228,600	215,300
	ドゥシャンベ	576,000	548,600	532,700	509,000	469,300	429,600	390,000	358,200	342,400
	バンコク	504,000	469,100	450,300	422,200	375,300	328,400	281,400	243,900	225,200
ディリ	624,000	593,200	574,200	545,900	498,600	451,300	403,900	366,100	347,100	
タシケント	464,000	439,500	423,500	399,500	359,600	319,700	279,700	247,800	231,800	
ハノイ	440,000	413,800	397,900	374,000	334,200	294,500	254,700	222,900	207,000	
ホーチミン	448,000	433,300	418,600	393,400	351,500	309,600	267,700	234,100	217,300	
中東	カイロ	472,000	446,600	430,700	407,000	367,400	327,900	288,400	256,700	240,900
	テヘラン	560,000	529,000	513,400	490,100	451,100	412,200	373,200	342,000	326,400
	バグダッド	656,000	622,300	605,400	580,100	537,800	495,600	453,400	419,600	402,700
	アンマン	544,000	509,300	490,600	462,400	415,400	368,500	321,600	284,000	265,300
	ラバト	464,000	438,100	421,200	395,900	353,700	311,400	269,300	235,500	218,600
	ラマツラ	672,000	628,500	604,000	567,300	506,000	444,700	383,500	334,500	310,000
	ダマスカス	560,000	527,200	509,000	481,700	436,200	390,600	345,100	308,700	290,500
	チュニス	416,000	396,500	382,900	362,500	328,400	294,300	260,300	233,000	219,400
	サヌア	832,000	784,100	760,100	724,100	664,100	604,100	544,100	496,100	472,100
	リヤド	736,000	704,900	681,500	646,400	587,900	529,400	471,000	424,200	400,700
	アフリカ	ルアンダ	696,000	660,200	639,800	609,400	558,600	507,800	457,000	416,200
コトヌー		608,000	575,700	558,700	533,400	491,000	448,600	406,200	372,300	355,400
ハボローネ		520,000	489,000	473,100	449,200	409,300	369,400	329,500	297,600	281,600
ワガドゥガー		672,000	636,600	618,500	591,400	546,100	500,800	455,600	419,400	401,300
ヤウンデ		672,000	638,400	619,000	589,800	541,100	492,500	443,800	405,000	385,400
キンシャサ		800,000	761,300	738,200	703,600	645,800	588,100	530,400	484,200	461,100
アビジャン		680,000	647,100	627,300	597,600	548,100	498,600	449,000	409,400	389,700
ジブチ		784,000	742,700	719,000	683,600	624,600	565,500	506,400	459,200	435,500
アディスアベバ		600,000	567,100	550,500	525,600	484,100	442,600	401,000	367,800	351,300
リーブルビル		712,000	673,700	651,500	618,300	563,000	507,600	452,200	407,900	385,800
アクラ		584,000	551,800	535,200	510,200	468,600	427,000	385,500	352,200	335,600
ナイロビ		576,000	543,100	524,900	497,600	452,100	406,600	361,000	324,600	306,500
アンタナナリボ		600,000	572,500	555,700	530,500	488,400	446,300	404,300	370,600	353,800
リロングウェ		568,000	542,400	526,900	503,800	465,100	426,500	387,900	357,000	341,500
マプト		616,000	581,700	564,500	538,700	495,800	452,800	409,800	375,400	358,200
ウィントフック		536,000	508,700	491,200	465,000	421,400	377,700	334,000	299,100	281,600
ニアメ		680,000	647,100	627,300	597,600	548,100	498,600	449,000	409,400	389,700
アブジャ		760,000	722,000	700,500	668,200	614,400	560,600	506,800	463,800	442,200
キガリ		584,000	551,000	533,800	507,900	464,800	421,700	378,600	344,200	326,900
ダカール		648,000	613,300	594,200	565,600	517,800	470,100	422,400	384,200	365,100
フリータウン		584,000	551,800	535,200	510,200	468,600	427,000	385,500	352,200	335,600
プレトリア		480,000	451,800	435,400	410,600	369,400	328,200	287,100	254,200	237,700
ジュバ		768,000	726,500	703,000	667,700	608,800	555,700	502,600	460,200	438,900
ハルトゥーム		640,000	610,100	593,700	569,000	527,900	486,900	445,800	412,900	396,500
ダルエスサラーム		600,000	569,000	551,000	524,100	479,200	434,300	389,400	353,500	335,500
カンバラ		600,000	567,900	550,000	523,100	478,300	433,500	388,700	352,900	335,000
ハラレ		480,000	459,600	446,800	427,400	395,300	368,900	342,500	321,400	310,800
ルサカ	560,000	529,400	513,400	489,600	445,000	400,400	355,800	320,100	302,200	
コナクリ	840,000	799,400	776,600	742,400	681,900	619,700	557,400	507,700	482,700	
ブジュンブラ	584,000	551,000	533,800	507,900	464,800	421,700	378,600	344,200	326,900	
モンロビア	584,000	551,800	535,200	510,200	468,600	427,000	385,500	352,200	335,600	
中南米	ブエノスアイレス	448,000	420,400	403,600	378,400	336,300	294,300	252,200	218,600	201,800
	ベリーズ	584,000	545,500	525,300	495,000	444,400	393,800	343,300	302,900	282,600
	ラパス	608,000	576,300	558,700	532,200	488,200	444,200	400,200	365,000	347,400

	ブラジル	480,000	452,100	434,600	408,500	364,900	321,300	277,700	242,800	225,400
	サンパウロ	480,000	464,400	448,800	421,800	376,600	331,600	286,500	250,400	232,400
	サンティアゴ	520,000	483,500	464,200	435,100	386,800	338,500	290,100	251,400	232,100
	ボゴタ	520,000	492,100	475,300	450,100	408,100	366,100	324,100	290,500	273,700
	サンホセ	560,000	524,700	504,300	473,800	423,000	372,100	321,200	280,600	260,200
	ハバナ	624,000	587,300	568,600	540,600	493,800	447,100	400,400	363,000	344,300
	サントドミンゴ	600,000	567,400	547,600	517,800	468,300	418,800	369,300	329,600	309,800
	キト	616,000	579,200	557,600	525,300	471,400	417,400	363,500	320,400	298,800
	サンサルバドル	600,000	564,200	544,500	515,000	465,800	416,600	367,400	327,900	308,200
	グアテマラシティ	680,000	636,400	613,800	580,000	523,500	467,100	410,600	365,500	342,900
	ポルトープランス	720,000	682,100	662,200	632,300	582,500	532,600	482,900	443,000	423,100
	テグシガルバ	616,000	585,400	566,800	538,900	492,300	445,800	399,300	362,000	343,400
	キングストン	536,000	506,100	487,400	459,500	412,900	366,200	319,700	282,400	263,800
	メキシコ	544,000	517,700	498,000	468,400	419,000	368,600	318,200	277,900	257,800
	マナグア	576,000	543,100	526,200	500,800	458,500	416,200	373,800	340,000	323,100
	パナマ	528,000	493,600	474,500	445,800	398,100	350,300	302,600	264,300	245,300
	アスンシオン	504,000	470,600	453,400	427,500	384,500	341,400	298,400	263,900	246,700
	リマ	544,000	506,800	488,200	460,200	413,400	366,800	320,100	282,700	264,100
	グロス・イスレット	584,000	544,700	524,500	494,200	443,800	393,300	342,800	302,500	282,200
	モンテビデオ	600,000	562,000	539,500	505,800	449,600	393,400	337,200	292,200	269,800
	カラカス	808,000	752,300	725,800	686,100	619,800	559,400	498,900	450,500	426,300
北米	ワシントン	664,000	623,300	598,400	561,000	498,600	436,300	374,000	324,100	299,200
大洋州	スバ	488,000	455,100	437,500	411,200	367,300	323,400	279,400	244,300	226,800
	マジュロ	712,000	669,400	645,500	609,700	549,900	490,200	430,500	382,600	358,700
	コロニア	616,000	586,600	565,200	533,000	479,300	424,400	369,400	325,500	303,600
	コロール	624,000	584,100	561,400	527,300	470,500	413,700	356,900	311,400	288,700
	アピア	544,000	510,700	491,800	463,600	416,600	369,500	322,400	284,800	265,900
	ホニアラ	632,000	596,600	577,500	549,000	501,300	453,600	406,000	367,800	348,800
	ポートモレスビー	720,000	682,100	660,900	629,100	576,100	523,000	470,100	427,700	406,500
	ヌクアロファ	568,000	533,100	514,600	487,000	440,900	394,800	348,600	311,800	293,400
	ポートビラ	560,000	524,900	504,600	474,000	423,100	372,200	321,400	280,600	260,200
	サウス・タラワ	496,000	470,300	456,600	436,100	401,800	354,800	307,700	270,000	251,000
欧州	パリ	520,000	484,100	464,700	435,700	387,300	338,900	290,500	251,800	232,400
	ベオグラード	456,000	430,500	413,900	389,000	347,600	306,200	264,700	231,500	215,000
	アンカラ	384,000	358,700	345,900	326,800	295,000	263,100	231,200	205,800	193,000
	キーウ	544,000	522,200	503,600	475,700	429,300	382,900	336,500	299,300	280,600
	ヌルスルタン	504,000	474,600	458,500	434,300	394,100	353,800	313,600	281,400	265,300
	キシナウ	464,000	438,000	422,100	398,200	358,400	318,600	278,800	247,000	231,000

別表第2（第7条関係）

住居手当の月額限度額

地域	所在地	控除率	限度額							
			単位	号						
				1号-2	1号-1	2号	3号	別号 4号 5号		
アジア	カブール	13.2%	アメリカ合衆国ドル	4,627	3,760	3,326	2,892	2,603	2,314	
	ダッカ	25.9%	アメリカ合衆国ドル	2,360	1,918	1,697	1,475	1,328	1,180	
	ディンブー	50.6%	アメリカ合衆国ドル	1,206	980	866	754	678	603	
	フノンペン	12.3%	アメリカ合衆国ドル	4,969	4,038	3,571	3,106	2,795	2,485	
	北京	10.4%	アメリカ合衆国ドル	5,897	4,791	4,238	3,686	3,317	2,949	
	トビリシ	12.0%	アメリカ合衆国ドル	5,066	4,116	3,642	3,166	2,850	2,533	
	ニューデリー	20.9%	インド・ルピー	216,152	175,624	155,359	135,095	121,586	108,076	
	ジャカルタ	15.0%	アメリカ合衆国ドル	4,073	3,310	2,927	2,546	2,291	2,021	
	ビシュケク	19.3%	アメリカ合衆国ドル	3,157	2,565	2,269	1,973	1,775	1,578	
	ビエンチャン	33.8%	アメリカ合衆国ドル	1,807	1,469	1,299	1,130	1,017	904	
	クアランプール	35.7%	マレーシア・リングギ	7,106	5,773	5,107	4,441	3,997	3,553	
	マニラ	17.7%	アメリカ合衆国ドル	3,458	2,809	2,485	2,161	1,974	1,729	
	ウランバートル	44.3%	アメリカ合衆国ドル	1,378	1,119	990	861	774	689	
	ヤンゴン	8.8%	アメリカ合衆国ドル	6,917	5,620	4,972	4,323	3,891	3,458	
	カトマンズ	50.6%	アメリカ合衆国ドル	1,206	980	866	754	678	603	
	イスラマバード	17.7%	アメリカ合衆国ドル	3,441	2,795	2,473	2,150	1,935	1,720	
	マニラ	18.7%	アメリカ合衆国ドル	3,260	2,649	2,343	2,038	1,834	1,630	
	コロンボ	27.6%	アメリカ合衆国ドル	2,212	1,797	1,590	1,382	1,244	1,106	
	ドゥシャンベ	15.6%	アメリカ合衆国ドル	3,914	3,180	2,814	2,446	2,202	1,957	
	バンコク	16.1%	タイ・バーツ	118,788	96,515	85,378	74,242	66,818	59,394	
	ディリ	17.6%	アメリカ合衆国ドル	3,467	2,818	2,492	2,167	1,950	1,734	
タシケント	17.1%	アメリカ合衆国ドル	3,561	2,894	2,559	2,226	2,003	1,781		
ハノイ	12.0%	アメリカ合衆国ドル	5,107	4,150	3,671	3,192	2,873	2,554		
ホーチミン	12.0%	アメリカ合衆国ドル	4,668	4,130	3,654	3,177	2,859	2,542		
中東	カイロ	20.8%	アメリカ合衆国ドル	2,931	2,382	2,107	1,832	1,649	1,466	
	テヘラン	13.6%	ユーロ	3,778	3,070	2,716	2,362	2,126	1,890	
	バグダッド	7.7%	アメリカ合衆国ドル	7,878	6,402	5,662	4,924	4,432	3,939	
	アンマン	19.6%	アメリカ合衆国ドル	3,118	2,534	2,241	1,949	1,754	1,559	
	ラバト	26.5%	ユーロ	1,943	1,578	1,397	1,214	1,093	971	
	ラマツラ	14.9%	アメリカ合衆国ドル	4,094	3,326	2,942	2,558	2,302	2,002	
	ダマスカス	18.0%	アメリカ合衆国ドル	3,394	2,758	2,440	2,122	1,910	1,698	
	チュニス	41.1%	ユーロ	1,253	1,018	901	783	705	626	
	サヌア	18.0%	アメリカ合衆国ドル	3,382	2,748	2,430	2,114	1,902	1,691	
	リヤド	11.3%	サウジアラビア・リヤール	20,050	16,290	14,411	12,531	11,278	10,025	
	アフリカ	ルアンダ	6.1%	アメリカ合衆国ドル	10,061	8,174	7,231	6,288	5,659	5,030
コトヌー		24.9%	ユーロ	2,071	1,682	1,489	1,294	1,165	1,035	
ハボローネ		31.4%	アメリカ合衆国ドル	1,944	1,580	1,398	1,215	1,094	1,094	
ワゴドゥグー		24.5%	ユーロ	2,102	1,708	1,510	1,314	1,182	1,182	
ヤウンデ		14.8%	ユーロ	3,470	2,819	2,494	2,169	1,952	1,952	
キンシャサ		7.7%	アメリカ合衆国ドル	7,889	6,410	5,670	4,930	4,438	3,944	
アビジャン		17.8%	ユーロ	2,894	2,351	2,080	1,809	1,628	1,447	
ジブチ		18.0%	アメリカ合衆国ドル	3,390	2,755	2,437	2,119	1,907	1,907	
アディスアベバ		16.2%	アメリカ合衆国ドル	3,776	3,068	2,714	2,360	2,124	2,124	
リールビル		16.5%	ユーロ	3,113	2,530	2,238	1,946	1,751	1,557	
アクラ		14.7%	アメリカ合衆国ドル	4,158	3,379	2,989	2,599	2,339	2,079	
ナイロビ		21.7%	アメリカ合衆国ドル	2,812	2,285	2,022	1,758	1,582	1,582	
アンタナナリボ		33.6%	ユーロ	1,534	1,247	1,103	959	863	767	
リロングウェ		16.8%	アメリカ合衆国ドル	3,624	2,944	2,605	2,265	2,038	1,812	
マプト		13.2%	アメリカ合衆国ドル	4,631	3,762	3,329	2,894	2,605	2,605	
ウイントフック		26.8%	アメリカ合衆国ドル	2,274	1,849	1,635	1,422	1,279	1,138	
ニアメ		18.6%	ユーロ	2,765	2,246	1,987	1,728	1,555	1,382	
アブジャ		8.0%	アメリカ合衆国ドル	7,618	6,190	5,476	4,762	4,286	3,810	
キガリ		19.6%	アメリカ合衆国ドル	3,112	2,528	2,237	1,945	1,750	1,556	
ダカール		22.2%	ユーロ	2,321	1,886	1,668	1,450	1,306	1,160	
フリータウン		14.7%	アメリカ合衆国ドル	4,158	3,379	2,989	2,599	2,339	2,079	
ブレトリア		29.1%	アメリカ合衆国ドル	2,097	1,703	1,507	1,310	1,179	1,048	
ジュバ		5.9%	アメリカ合衆国ドル	6,446	6,446	6,446	6,446	6,446	6,446	
ハルツーム		21.3%	アメリカ合衆国ドル	2,861	2,325	2,056	1,788	1,610	1,430	
ダルエスサラーム		12.2%	アメリカ合衆国ドル	5,018	4,077	3,606	3,136	2,822	2,509	
カンバラ		17.3%	アメリカ合衆国ドル	3,531	2,870	2,538	2,207	1,986	1,766	
ハラレ		21.1%	アメリカ合衆国ドル	2,895	2,353	2,081	1,810	1,629	1,629	
ルサカ		15.2%	アメリカ合衆国ドル	4,027	3,272	2,894	2,517	2,265	2,014	
コナクリ		11.7%	アメリカ合衆国ドル	5,212	4,235	3,746	3,258	2,932	2,606	
フジュンブラ		8.7%	アメリカ合衆国ドル	7,044	5,723	5,062	4,402	3,962	3,522	
モロニア		14.7%	アメリカ合衆国ドル	4,158	3,379	2,989	2,599	2,339	2,079	
中南米		ブエノスアイレス	16.1%	アメリカ合衆国ドル	3,790	3,079	2,724	2,369	2,132	1,895
		ベリーズ	16.1%	アメリカ合衆国ドル	3,793	3,082	2,726	2,370	2,134	1,896
		ラパス	35.4%	アメリカ合衆国ドル	1,723	1,400	1,238	1,077	969	862
		ブラジリア	29.8%	アメリカ合衆国ドル	2,050	1,665	1,473	1,281	1,153	1,025
		サンパウロ	24.5%	アメリカ合衆国ドル	2,287	2,023	1,790	1,556	1,401	1,245
		サンティアゴ	28.1%	アメリカ合衆国ドル	2,172	1,765	1,562	1,358	1,222	1,086
		ボゴタ	26.3%	アメリカ合衆国ドル	2,319	1,885	1,667	1,450	1,305	1,160
	サンホセ	30.9%	アメリカ合衆国ドル	1,975	1,605	1,419	1,234	1,111	987	
	ハバナ	15.3%	アメリカ合衆国ドル	3,981	3,234	2,862	2,488	2,239	2,239	
	サントドミンゴ	26.6%	アメリカ合衆国ドル	2,294	1,864	1,649	1,434	1,290	1,147	
	キト	39.8%	アメリカ合衆国ドル	1,532	1,245	1,102	958	862	766	
	サンサルバドル	26.7%	アメリカ合衆国ドル	2,286	1,858	1,643	1,429	1,286	1,143	
	グアテマラシティ	26.7%	アメリカ合衆国ドル	2,283	1,855	1,642	1,427	1,285	1,142	
	ポルトープランス	15.9%	アメリカ合衆国ドル	3,840	3,120	2,760	2,400	2,160	1,920	
	テグシガルバ	29.3%	アメリカ合衆国ドル	2,082	1,692	1,497	1,302	1,171	1,042	
	キングストン	15.2%	アメリカ合衆国ドル	4,022	3,268	2,890	2,514	2,262	2,011	
	メキシコ	19.0%	アメリカ合衆国ドル	3,219	2,616	2,314	2,012	1,811	1,610	
	マナグア	34.2%	アメリカ合衆国ドル	1,784	1,450	1,282	1,115	1,004	1,004	
	パナマ	21.9%	アメリカ合衆国ドル	2,782	2,261	2,000	1,739	1,566	1,391	
	アスンシオン	26.9%	アメリカ合衆国ドル	2,272	1,846	1,633	1,420	1,278	1,136	
	リマ	24.0%	アメリカ合衆国ドル	2,543	2,066	1,828	1,590	1,430	1,272	
	グロス・イスレット	22.7%	アメリカ合衆国ドル	2,688	2,184	1,932	1,680	1,512	1,344	
	モンテビデオ	27.1%	アメリカ合衆国ドル	2,251	1,830	1,618	1,407	1,266	1,126	
カラカス	15.5%	アメリカ合衆国ドル	3,938	3,199	2,830	2,461	2,214	1,969		
北米	ワシントン	17.5%	アメリカ合衆国ドル	3,490	2,835	2,508	2,181	1,962	1,962	
	スバ	26.3%	アメリカ合衆国ドル	2,317	1,882	1,666	1,448	1,303	1,303	
大洋州	マジュロ	39.8%	アメリカ合衆国ドル	1,534	1,247	1,103	959	863	767	
	コロニア	29.2%	アメリカ合衆国ドル	2,090	1,698	1,502	1,306	1,176	1,045	
	コロール	30.3%	アメリカ合衆国ドル	2,014	1,637	1,448	1,259	1,134	1,007	
	アピア	23.8%	アメリカ合衆国ドル	2,560	2,080	1,840	1,600	1,440	1,280	
	ホニアラ	20.4%	アメリカ合衆国ドル	2,990	2,430	2,149	1,869	1,682	1,495	
	ポートモレスビー	12.9%	アメリカ合衆国ドル	4,715	3,831	3,390	2,947	2,653	2,358	
	ヌクアロファ	32.6%	アメリカ合衆国ドル	1,871	1,521	1,345	1,170	1,053	936	
	ポートビラ	13.2%	アメリカ合衆国ドル	4,608	3,744	3,312	2,880	2,592	2,304	
	サウス・タラワ	19.4%	オーストラリア・ドル	4,192	3,406	3,013	2,620	2,358	2,096	
	欧州	バリ	15.7%	ユーロ	3,273	2,659	2,353	2,046	1,841	1,637
		ベオグラード	18.0%	ユーロ	2,856	2,320	2,053	1,785	1,606	1,428
		アンカラ	20.5%	アメリカ合衆国ドル	2,972	2,415	2,136	1,858	1,672	1,486
		キーウ	17.0%	アメリカ合衆国ドル	3,586	2,914	2,578	2,242	2,018	1,794
ヌルスタン		18.0%	アメリカ合衆国ドル	3,383	2,749	2,431	2,114	1,903	1,691	
キシノウ		38.4%	アメリカ合衆国ドル	1,591	1,293	1,143	994	895	795	